

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成24年度～

平成25年8月
国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成24年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I	平成24年度に講じた施策の実施状況	1
1	安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築	
①	住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備	2
②	住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備	8
③	低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案	10
④	移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	16
2	住宅の適正な管理及び再生	20
3	多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	
①	既存住宅が円滑に活用される市場の整備	24
②	将来にわたり活用される良質なストックの形成	28
③	多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	30
4	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	34
II	平成24年度に講じた主な連携施策	45
	(参考) 平成25年度における主な新規施策	61

I 平成24年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築</p> <p>① 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備</p>	<p>1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。</p> <p>2 住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。また、犯罪の危険性に備え、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」により、建築確認・検査制度の厳格化等を措置し、引き続き建築規制を的確に運用するための施策を推進。	国土交通省
○ 建築確認手続き等の運用改善（第一弾及び第二弾）において改正した建築基準法施行令、建築基準法施行規則及び関係告示等を、引き続き的確に運用するための施策を推進。	国土交通省
○ 今後の建築基準制度のあり方について、平成24年8月に社会資本整備審議会に諮問し、同年9月に設置された社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会において検討中。	国土交通省
○ 「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士の資質・能力の向上のための措置等を行い、引き続き、建築士法を的確に運用するための施策を実施（平成18年12月20日公布。平成20年11月28日施行）。	国土交通省
○ 「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書（平成23年8月）」に基づき、既設エレベーターの安全確保に関する施策を引き続き推進。	国土交通省
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。	国土交通省
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画を策定を促す。 【平成24年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,580市区町村	国土交通省
○ 一層の建築物の耐震化を図るため、平成25年2月に社会資本整備審議会において取りまとめられた第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を平成25年3月に第183回通常国会に提出。	国土交通省
○ 住宅用火災警報器の設置率向上に向け、住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づき、設置率調査の実施や住宅防火防災対策推進シンポジウムの開催等を実施。 【平成24年6月時点】推計設置率：77.5%	消防庁
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。（再掲）	国土交通省
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画を策定を促す。（再掲） 【平成24年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,580市区町村	国土交通省
○ 一層の建築物の耐震化を図るため、平成25年2月に社会資本整備審議会において取りまとめられた第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を平成25年3月に第183回通常国会に提出。（再掲）	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、耐震性に優れた住宅の取得を促進。 【平成24年度】申請戸数98,468戸の内数	国土交通省
○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進。 【平成23年度】耐震診断：約6万1千戸、耐震改修：約1万6千戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>3 延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。 【平成24年度末現在】掲載品目数：計17種類3,185品目</p> <p>○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。</p> <p>○ 耐震改修に係る税制特例措置により、既存住宅の耐震改修を促進。</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	<p>警察庁 経済産業省 国土交通省</p> <p>警察庁 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。 【平成24年度】実施地区：149地区（うち防災街区整備事業地区：4地区）</p> <p>○ 住宅地区改良事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的な建設を促進。 【平成24年度】15地区</p> <p>○ 小規模住宅地区改良事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。 【平成24年度】7地区</p> <p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。 【平成24年度】実施地区：149地区（三大都市圏：104地区）</p> <p>○ 都市防災総合推進事業により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識の向上等を促進。 【平成24年度】事業主体数：99団体の内数</p> <p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。 【平成24年度】実施地区：452地区の内数</p> <p>○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。 【平成24年度】実施地区：9地区</p> <p>○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進。 【平成24年度】実施地区：40地区の内数</p> <p>○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。 【平成24年度】変動予測：23区市</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 河川事業により、洪水、高潮等による浸水被害の軽減を図るための築堤、河道掘削等を実施。また、地震・津波対策として堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策等を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 水害と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に促進する他、危機管理を中心とした対応策を実施することにより、流域一体となった総合的な防災対策を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 下水道浸水被害軽減総合事業により、都市機能が集積している地区等で一定規模以上の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、雨水貯留浸透施設や排水施設等の整備等による浸水対策を促進。 【平成24年12月末現在】実施地区：117地区（うち 事業中 63地区、事業完了54地区）</p>	国土交通省
<p>○ 砂防事業により、砂防堰堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。 【平成24年度】直轄39水系・山系、その他社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。 【平成24年度】直轄12地区、その他社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。 【平成24年度】社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。 【平成24年度末現在】土砂災害警戒区域：約31万箇所（うち土砂災害特別警戒区域：約17万箇所）</p>	国土交通省
<p>○ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施（TEC-FORCE） 【平成24年度】 TEC-FORCE創設（平成20年度）からの派遣人数：のべ28,280人・日（平成25年4月30日現在）</p>	国土交通省
<p>○ 海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。</p>	国土交通省 農林水産省
<p>○ 東日本大震災による建築物被害の状況を踏まえ、平成23年度に津波に対し構造安全性等が確保される建築物の技術基準等を整備し、引き続き施策を推進。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>4 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図る。また、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。</p>
<p>② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備</p>	<p>5 医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 生活道路においては、空間そのものを安全にするという視点に立って、ゾーン設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方を効果的に組み合わせ、人優先のエリアの形成を推進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として騒音に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。 【平成23年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：669件 道路交通騒音に係る測定数：70件</p>	環境省
<p>○ 振動規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として振動に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。 【平成23年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：196件 道路交通振動に係る測定数：86件</p>	環境省
<p>○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応（測定数等）を公表。 【平成23年度】悪臭防止法に基づく測定数：67件</p>	環境省
<p>○ 大気汚染防止法第22条において、都道府県知事等は大気汚染の常時監視が義務づけられており、その結果を環境大臣に報告。この報告を受け、毎年、環境基準の達成状況等を公表。 【平成23年度】環境基準達成状況 NO2：一般環境大気測定局 100% 自動車排出ガス測定局 99.5% SPM：一般環境大気測定局 69.2% 自動車排出ガス測定局 72.9% Ox：一般環境大気測定局 0.5% 自動車排出ガス測定局 0.0%</p>	環境省
<p>○ 全国火災予防運動などの機会をとらえ、放火火災防止対策戦略プランに基づいた「放火されない環境づくり」を目指した取組を推進するよう関係機関等に指導を実施。</p>	消防庁
<p>○ 下水道事業により、市街地等において下水道の整備を推進。 【平成23年度末現在】下水道処理人口普及率：75.8%（※） ※東日本大震災の影響により岩手県、福島県は調査対象外。</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。 【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。 【平成24年度】受理戸数：3,708戸</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>6 ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。</p> <p>7 高齢者、障害者、子育て世帯等（以下「高齢者等」という。）の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進する。</p> <p>8 公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者をはじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。</p>
<p>③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案</p>	<p>9 住宅ストックのおおむね半数について二重サッシ等の省エネルギー対策を講じることを見据えて、地域性や住宅の構造等を考慮した新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームの促進等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施。	国土交通省
○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。 【平成23年度末現在】併設施設数：3,956施設（2,195団地）	国土交通省
○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。 【平成23年度】活戸数：884戸	厚生労働省 国土交通省
○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。（再掲） 【平成23年度末現在】併設施設数：3,956施設（2,195団地）	国土交通省
○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。（再掲） 【平成24年度】実施地区：452地区の内数	国土交通省
○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。	国土交通省
○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。（再掲） 【平成24年度】実施地区：149地区（三大都市圏：104地区）	国土交通省
○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。	経済産業省 国土交通省 環境省
○ 住宅・建築物の省エネ性能の底上げを図るため、建築材料等を新たにトップランナー制度の対象に追加すべく、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」を第183回通常国会に提出。	経済産業省
○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。 【平成24年度】採択件数：①住宅・建築物省CO2先導事業：25件 ②建築物省エネ改修推進事業：465件 ③住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業：791件 ④住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,320件	国土交通省
○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進。	国土交通省
○ 低炭素住宅に係る税制特例措置により、良質な住宅ストックの形成を促進。	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>10 住宅の省エネルギー性能等のラベリング等による「見える化」の促進、低炭素社会に向けた住まいと住まい方に関する啓発・広報等を行う。</p> <p>11 住宅及び住宅市街地の総合的な環境性能を評価する仕組みの普及や住宅のライフサイクルを通じたCO2排出量の低減、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を公布・施行。</p> <p>○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく住宅・建築物の省エネルギー基準について、断熱性能に加え、設備性能を含め総合的に評価できる基準への見直しを実施。</p> <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、省エネルギー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成24年度】申請戸数98,468戸の内数</p> <p>○ エコ住宅の新築又はエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換することにより、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を促進。 【平成24年度末現在】制度開始時（平成22年3月）からの累計 ポイント発行状況 1,797,453戸（325,492,533,000ポイント） 新築 : 1,007,945戸（274,748,650,000ポイント） リフォーム : 789,508戸（50,743,883,000ポイント）</p> <p>○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。（再掲） 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	<p>経済産業省 国土交通省 環境省</p> <p>経済産業省 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>経済産業省 国土交通省 環境省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。（再掲）</p> <p>○ 家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭のあらゆる要望に応える総合サービスを提供する家庭エコ診断制度を平成26年度に創設することを目的とし、家庭エコ診断の推進のための基盤整備を実施。 【平成24年度】診断数：約10,000世帯</p>	<p>経済産業省 国土交通省 環境省</p> <p>環境省</p>
<p>○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。（再掲）</p> <p>○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO₂技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。（再掲） 【平成24年度】採択件数：①住宅・建築物省CO₂先導事業：25件 ②建築物省エネ改修推進事業：465件 ③住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業：791件 ④住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,320件</p>	<p>経済産業省 国土交通省 環境省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>12 既存住宅の省エネルギー性能の向上のため、簡便な省エネルギー設計・施工技術の開発、普及等を促進する。</p> <p>13 森林吸収源対策として、間伐材を含む地域材を活用した住宅生産技術の開発及び普及の促進や消費者等に対する地域材の活用に関する普及啓発等により、住宅の新築及びリフォーム等の際の地域材利用を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成24年度】実施地区：45地区（三大都市圏：35地区）</p>	国土交通省
<p>○ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。 【平成24年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）</p>	環境省 国土交通省
<p>○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。（再掲）</p> <p>○ 地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）により、早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究を実施。 【平成24年度】事業実施件数：65件のうち「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」に関連するものは、7件。</p>	経済産業省 国土交通省 環境省 環境省
<p>○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。（再掲）</p> <p>○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、実大振動実験等を通じた検討を行い、実践的に使える設計法の作成に向けた取組を実施。</p> <p>○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施。</p> <p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」において、登録工務店等の情報や、国産材住宅の事例集等を発信。 【平成24年度】「日本の木のいえ情報ナビ」 http://www.nihon-kinoie.jp/</p> <p>○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。</p> <p>○ 川上から川下までが連携した、地域型住宅づくりのための地域材供給体制の構築や、地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループによる住宅モデルプラン作成等を支援。 【平成24年度】実施件数：全国10グループ</p> <p>○ 地域材の利用拡大に向け、耐久性や健康・省エネ性能等、木造住宅等の有する性能に係るデータ収集を支援。 【平成24年度】実施件数：4件</p> <p>○ 地域材を利用した住宅用の新たな製品の実用化や仕様書作成に対して支援。 【平成24年度】実施件数：7件</p> <p>○ 「木づかい運動」を推進し、住宅の内装や家具等における地域材利用の取組を支援。</p>	経済産業省 国土交通省 環境省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	14 住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進する。

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅等のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等及び維持保全の計画の認定等を実施。 【平成23年度】認定件数：130件</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー設計の考え方や基準の適用方法等を紹介するためのガイドライン「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改定。</p>	国土交通省
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成24年度】実施地区：45地区（三大都市圏：35地区）</p>	国土交通省
<p>○ 都市再生機構賃貸住宅の団地再生事業等により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。 【平成24年度】実施地区：53地区 完了地区：12地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成24年度】申請戸数98,468戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 既設の公営住宅、特定公共賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成23年度】バリアフリー対応公営住宅整備戸数：約100万戸</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。 【平成23年度】整備戸数：約18万戸</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 民間等が行う省エネ改修工事及び省エネ改修工事と併せて行うバリアフリー改修工事に対し、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業により、費用の一部を支援。 【平成24年度】採択件数：791件</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>15 高齢者等の利便性の向上の観点を踏まえつつ、都心居住や街なか居住、中心市街地の活性化等を促進する。</p> <p>-----</p> <p>16 景観計画、景観協定、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の活用が図られるための支援や普及啓発、面整備事業の促進等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、街なか居住の推進に資する事業を促進。 【平成24年度】実施地区：69地区	国土交通省
○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。 【平成24年度】出資地区：4地区	国土交通省
○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進。 【平成24年度】実施地区：42地区（三大都市圏：12地区）	国土交通省
○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。 【平成24年度】実施地区：27地区（三大都市圏：5地区）	国土交通省
○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。 【平成24年度】実施地区：9地区（うち基本構想策定：6地区）	国土交通省
○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成24年度】実施地区：45地区（うち三大都市圏：35地区）	国土交通省
○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。 【平成24年度】実施地区：98地区（うち三大都市圏：65地区）	国土交通省
○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。（再掲） 【平成24年度】実施地区：452地区の内数	国土交通省
○ 建築協定、地区計画、総合設計等の規制誘導手法について講習会等において周知を図り、制度の活用を促進。 【平成22年度末現在】地区計画の累積件数：5,980地区	国土交通省
○ 都市における緑地の保全及び緑化に関する各種制度（地区計画等緑化率条例、緑地協定）について、HPを通じた情報提供等を実施し、制度の活用を促進。 【平成23年度末現在】地区計画等緑化率条例：54件、約700(ha) 緑地協定：1,895件、約5,690(ha)	国土交通省
○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、HPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【平成25年1月現在】景観計画策定団体数：360、景観地区数：36、景観協定数：40	国土交通省
○ 都市公園や緑地保全事業等により、都市における緑とオープンスペースの確保を推進。 【平成23年度末現在】都市公園等面積：119,016ha	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>17 良好な居住環境の形成に向けて、住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。</p>
<p>2 住宅の適正な管理及び再生</p>	<p>18 戸建住宅を含む住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法に関するガイドラインの普及等による居住者による管理体制の充実等、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成24年度】実施地区：452地区の内数</p> <p>○ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを推進。</p> <p>○ 良好な河川景観の形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取組みを促進。</p> <p>○ 下水道事業により、下水処理水、雨水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅地におけるエリアマネジメント活動について、HPを通じて情報提供を行い普及を促進。</p> <p>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。 【平成24年度】実施地区：145地区（三大都市圏：42地区）</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消費者へのリフォームについての普及啓発活動を実施。 【平成24年度】 全国の大規模小売店舗等において、消費者にリフォームの魅力や気を付けるべきポイントを説明 実施回数：56回、参加人数：13,491人</p> <p>○ リフォーム工事を対象とする検査と保証がセットになったリフォームかし保険の普及促進、リフォーム費用や業者とのトラブル等についての消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。 【平成24年度】 リフォームかし保険 申込み実績：2,628戸 リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：7,318件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル） 52弁護士会で実施申込み実績：722件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：535件 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,699箇所</p> <p>○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。</p> <p>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、共同住宅に係る基準について告示改正（平成24年3月29日公布、平成24年4月1日施行）を行うなど、長期優良住宅の普及を促進。 【平成24年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：373,885戸</p> <p>○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。 【平成24年度】発送数：約9.4万部</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>19 分譲マンションについて、規模や居住形態等に応じて適正に管理を行うための枠組みづくりや相談体制の整備等を行うとともに、エレベーター等の安全管理を含む適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定等により適切な維持修繕を促進する。また、老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当たっての支援や課題の解決を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。 【平成24年度末現在】マンション管理士登録者数：20,894名</p>	国土交通省
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。 【平成24年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：536棟 マンション大規模修繕セミナー：8回実施</p>	国土交通省
<p>○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。 【平成24年度】 マンション管理適正化推進センターが実施した基礎セミナー数：48回 受講者数：約2,500名</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。 【平成24年度末現在】登録件数：408人</p>	国土交通省
<p>○ マンション管理の相談事例等がインターネット上で検索できる、マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の活用促進。 【平成24年度末現在】利用者数：4,178人</p>	国土交通省
<p>○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。（再掲） 【平成24年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：536棟 マンション大規模修繕セミナー：8回実施</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。（再掲） 【平成24年度末現在】登録件数：408件</p>	国土交通省
<p>○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を平成23年4月に公表し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ 「マンション標準管理規約」を平成23年7月に改正し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ 既存共同住宅の再生のための技術情報及び個別技術シート集を取りまとめ、公表。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>20 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進めるとともに、民間賃貸住宅の活用を図るためのリフォームの促進等を図る。</p>
<p>3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p> <p>① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備</p>	<p>21 既存住宅の取引に際し、住宅の品質、性能等に関する情報や住宅関連事業者等に関する情報をインターネット等の活用を含め適切に取得できるようにするとともに、市場における住宅取引のルール徹底を図る。また、既存住宅の購入又はリフォームをしようとする者等が専門的・中立的な立場から助言を受け入れるための環境整備を行う。</p> <p>22 取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進するなど消費者の不安等の解消を図るための環境整備を行う。また、増改築を行う既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等を整備する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」により、マンション建替組合によるマンションの円滑な建替えを促進。 【平成24年度】マンション建替事業の認可件数：1件（平成24年度上半期現在）</p> <p>○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。 【平成24年度】実施地区：1地区の内数（三大都市圏：1地区の内数）</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。（再掲） 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実 【平成24年度】 地方公共団体で実施しているリフォーム支援制度をホームページで検索できるシステムを構築。</p> <p>○ リフォーム費用や業者とのトラブル等に関する相談を含めた住宅に関する消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。（再掲） 【平成24年度】 リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：7,318件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル） 52弁護士会で実施申込み実績：722件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：535件 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,699箇所</p> <p>○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を促進。 【平成24年度】地籍が明確化された土地の面積：1,185km²</p> <p>○ 平成25年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。 【平成24年度】標準地26,000地点 （※うち、原子力災害対策特別措置法により設定された警戒区域等内の17地点は調査を休止）</p> <p>○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表。 【平成24年度】年4回各150地区</p> <p>○ 宅地建物取引業者が宅地建物の購入者等に対して行う重要事項説明の適切な実施を推進。</p> <p>○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携することによる、多様な消費者ニーズに対応するビジネスモデルの構築を支援。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。（再掲）</p> <p>○ 既存住宅の売買及びリフォーム工事と併せてインスペクションの実施、かし担保保険の活用及び住宅履歴情報の蓄積を行う事業に対する支援を実施。</p> <p>○ 住宅ローン減税等において、税制特例の対象となる中古住宅の範囲に、既存住宅売買かし保険に加入している住宅を追加。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>23 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報提供並びに地方定住の促進に資する郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。</p> <p>24 消費者による事業者の選択を支援するための情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備を行う。リフォーム技術の開発や地域の工務店等のリフォーム技術の向上の促進、構造躯体（スケルトン）を活かした内装、設備、間取り（インフィル）等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普及啓発や、老朽化した共同住宅に係る検査・改修技術等の開発・向上及び普及等を行</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 建物検査と保証がセットになった、既存住宅売買かし保険、リフォームかし保険、マンションの大規模修繕かし保険、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買かし保険、リフォーム前の現況調査部分も保険対象とするリフォームかし保険等により、消費者が安心して中古住宅の取得やリフォーム工事を行える市場環境を整備。</p> <p>【平成24年度】 既存住宅売買かし保険（宅建業者販売タイプ） 申込み実績：1,941戸 既存住宅売買かし保険（個人間売買タイプ） 申込み実績：249戸 リフォームかし保険 申込み実績：2,628戸 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：536棟</p> <p>○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携することによる、多様な消費者ニーズに対応するビジネスモデルの構築を支援。（再掲）</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。（再掲）</p> <p>【平成24年度末現在】登録件数：408件</p> <p>○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。</p> <p>【平成24年度】アクセス件数：8,634万件</p> <p>○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。</p> <p>○ 指定流通機構（レインズ）から成約価格情報の提供を受け、東京証券取引所から東証住宅価格指数の試験配信を開始。</p> <p>○ 不動産取引情報提供システム（RMI）により、指定流通機構（レインズ）の取引価格情報を消費者向けに提供。</p> <p>○ 近年の欧米発の金融危機を受けてIMF等の国際機関が作成した不動産価格指数に関する国際指針に基づき、不動産価格指数（住宅）を、日本銀行等と連携して開発し、平成24年8月より試験運用を開始。</p> <p>【平成24年度】本指数の配信回数：8回</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実。（再掲）</p> <p>【平成24年度】 地方公共団体で実施しているリフォーム支援制度をホームページで検索できるシステムを構築</p> <p>○ 各保険法人のホームページにリフォームかし保険、既存住宅売買かし保険等を利用する登録事業者を掲載するとともに、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録された事業者を検索できるサイトを公開。</p> <p>【平成24年度末現在】 リフォームかし保険 登録事業者数：8,733事業者 既存住宅売買かし保険 売主が宅建業者の場合 登録事業者数：1,455事業者 売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：327事業者</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
② 将来にわたり活用される良質なストックの形成	25 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図るとともに、住宅性能表示制度に係る手続の合理化、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。

施策の実施状況	関係省庁
○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携することによる、多様な消費者ニーズに対応するビジネスモデルの構築を支援。（再掲）	国土交通省
○ 大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消費者へのリフォームについての普及啓発活動を実施。（再掲） 【平成24年度】 全国の大規模小売店舗等において、消費者にリフォームの魅力や気を付けるべきポイントを説明 実施回数：56回、参加人数：13,491人	国土交通省
○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、共同住宅に係る基準について告示改正（平成24年3月29日公布、平成24年4月1日施行）を行うなど、長期優良住宅の普及を促進。（再掲） 【平成24年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：373,885戸	国土交通省
○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。（再掲） 【平成24年度】発送数：約9.4万部	国土交通省
○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。（再掲） 【平成24年度】採択件数：①住宅・建築物省CO2先導事業：25件 ②建築物省エネ改修推進事業：465件 ③住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業：791件 ④住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,320件	国土交通省
○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、耐久性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成24年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：35地区の内数）	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、耐久性・可変性に優れた住宅の取得を促進。 【平成24年度】申請戸数98,468戸の内数	国土交通省
○ 長期優良住宅に係る税制特例措置により、良質な住宅ストックの形成を促進。	国土交通省
○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進。 【平成24年度】＜住宅性能評価戸数＞ （新築住宅）設計評価：202,960戸、建設評価：168,942戸 （既存住宅）372戸	消費者庁 国土交通省
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。（再掲）	国土交通省
○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>26 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。また、木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加工・流通体制の整備等を推進するとともに、木造住宅の設計者、技能者等の育成、部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の継承・発展、生産体制の整備等により、将来にわたり活用される木造住宅の供給を促進する。</p>
	<p>27 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化等を推進する。</p>
③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	<p>28 長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用等の促進、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援。	国土交通省
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。(再掲)	国土交通省
○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、実大振動実験等を通じた検討を行い、実践的に使える設計法の作成に向けた取組を実施。(再掲)	国土交通省
○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。 【平成24年度末現在】基本方針策定：43市町村、建設計画認定：21計画	国土交通省
○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施。(再掲)	国土交通省
○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。(再掲)	農林水産省 国土交通省
○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。(再掲)	国土交通省
○ 地域材を利用した住宅用の新たな製品の実用化や仕様書作成に対して支援。(再掲) 【平成24年度】実施件数：7件	農林水産省
○ 川上から川下までが連携した、地域型住宅づくりのための地域材供給体制の構築や、地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループによる住宅モデルプラン作成等を支援。(再掲) 【平成24年度】実施件数：全国10グループ	農林水産省
○ 川上から川下までが連携した品質・性能の確かな地域材の供給体制の構築やJ A S材の普及等について支援。 【平成24年度】実施件数：12件	農林水産省
○ 木材や木造建築物の設計に関わる人材を育成するモデル拠点の整備を支援。また、地域材利用に取り組もうとする建築士、大工・工務店等に対してセミナーによる人材育成を支援。 【平成24年度】実施件数：2件	農林水産省
○ 日本工業標準調査会において、建築技術分野のJ I S規格を審議。 【平成24年度】制定：1件、改正：6件	経済産業省
○ 農林物資規格調査会において、木材関係のJ A S規格を審議。 【平成24年度】改正：2件	農林水産省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。 【平成24年度】申請戸数：117,172戸	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等において、MBSを安定的に発行。 【平成24年度】MBS発行額：17,717億円	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>29 既存ストックを活用しつつ、高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世代同居・近居への支援を行う。</p> <p>30 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家制度に関するパンフレットについて、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省
○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家権に関するQ & Aについて、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省
○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸	厚生労働省 国土交通省
○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成24年度】受理戸数：3,708戸	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成23年度】整備戸数：約18万戸	国土交通省
○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲)	国土交通省
○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施。 【平成24年度】(新規賃貸住宅) 優遇措置対象戸数：565件 (既存賃貸住宅) 優遇措置対象戸数：68,033件	国土交通省
○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸	国土交通省
○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理(あっせん、調停、仲裁)を実施。 【平成24年度】申請受付件数：あっせん3件、調停125件、仲裁0件	国土交通省
○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省
○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省
○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース住宅原賃貸借標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省
○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲)	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>31 高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えに対する支援を行う。</p> <p>32 空家の再生及び除却や情報提供等により空家の有効活用等を促進する。</p>
4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	<p>33 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の家賃制度等について適切に見直しを行うなど施策の推進を図る。</p> <p>34 住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 賃貸住宅管理業者登録規程に基づき、賃貸住宅管理業者の登録を実施。(国土交通省告示、平成23年9月30日公布、平成23年12月1日施行) 【平成24年度末現在】登録業者数：2,767業者</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。 【平成24年度末現在】契約完了件数：387件</p>	国土交通省
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 空き家住宅・空き建築物の活用、不良住宅・空き家住宅の除却をする地方公共団体等の取り組みを支援。</p>	国土交通省
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	国土交通省
<p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成23年度末現在】管理戸数：約217万戸</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲) 【平成23年度末現在】管理戸数：約217万戸</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成23年度】整備戸数：約18万戸</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 離職退去者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用。 【平成24年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数3,879戸(累計)</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。 【平成24年度】新規賃貸住宅の供給戸数：1,245戸 リニューアルによる改良：2,937戸</p>	国土交通省
<p>○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>35 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、地域住宅協議会の活動等を通じて、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行う。</p> <p>36 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、組織する居住支援協議会を支援。 【平成24年度】補助金交付件数：13団体</p> <p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲)</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成23年度】整備戸数：約18万戸</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績：約1.2万戸</p> <p>○ 都道府県、市町村、機構及び公社において、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 東日本大震災においては、平成24年度末までに岩手県外6県で応急仮設住宅の建設を行い、被災県を含む各都道府県で民間賃貸住宅等の借り上げを実施。 【平成24年度】入居状況(平成25年4月1日時点) ・入居戸数：48,102戸 民間賃貸住宅等の借り上げ状況(平成25年4月1日時点) ・借り上げ戸数：69,572戸</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>○ 大雨や突風等その他の災害においては、茨城県外5県で応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅等の借り上げを実施。 【平成24年度】入居状況(平成25年4月1日時点) ・入居戸数：98戸 民間賃貸住宅等の借り上げ状況(平成25年4月1日時点) ・借り上げ戸数：169戸</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進(東日本大震災への対応として、融資金利の引き下げや元金据置期間の延長等を実施するとともに、住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合について、宅地の補修に係る資金を支援する災害復興宅地融資を実施。) 【平成24年度】受理戸数：4,332戸</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ 東日本大震災及び台風17号等の豪雨による災害で、被害を受けた公営住宅等の復旧や災害公営住宅の整備を支援。 【平成24年度】既設公営住宅等復旧事業：450戸</p>	<p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>37 高齢者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。 【平成24年度】実施世帯数：284,810世帯（基礎支援金：186,491世帯、加算支援金：98,319世帯）</p>	内閣府
<p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅等のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等及び維持保全の計画の認定等を実施。（再掲） 【平成23年度】認定件数：130件</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー設計の考え方や基準の適用方法等を紹介するためのガイドライン「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改定。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 既設の公営住宅、特定公共賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。（再掲） 【平成23年度】整備戸数：約18万戸</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。（再掲） 【平成23年度末現在】併設施設数：3,956施設（2,195団地）</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。 【平成24年度末現在】累積管理開始戸数 882団地（23,679戸）</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 高齢者等居住安定化推進事業により、高齢者・障害者・子育て世帯向けの先導的な住まいづくり・まちづくりに関する取組などを支援。 【平成24年度】選定事業：8件</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。（再掲） 【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。（再掲） 【平成24年度】申請戸数98,468戸の内数</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成24年度】45地区の内数(三大都市圏:35地区の内数)</p>	国土交通省
<p>○ 民間等が行う省エネ改修工事及び省エネ改修工事と併せて行うバリアフリー改修工事に対し、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業により、費用の一部を支援。(再掲) 【平成24年度】採択件数:791件</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。 【平成24年4月1日現在】事業実施自治体数:208市区町村</p>	厚生労働省
<p>○ 障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業として「居住サポート事業立ち上げ支援事業」を位置付け、上記事業の立ち上げを支援。</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用した小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業を実施する場所の容易な確保及び事業の普及促進を実施。</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。(再掲) 【平成23年度】活戸数:884戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具の給付)により、在宅の重度身体障害者(児)の住環境の改善等を促進。</p>	厚生労働省
<p>○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。 【平成24年度】施設数:173施設</p>	厚生労働省
<p>○ 共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)の実施により、共同生活住居に居住する障害者に対して、主として夜間等における介護や、相談その他の日常生活上の援助等の便宜供与を促進。 【平成23年度】共同生活住居数:11,785戸</p>	厚生労働省
<p>○ 共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)の利用者が負担する居住に要する費用を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付を実施。 【平成24年度】補足給付算定者数:76,362人</p>	厚生労働省
<p>○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。 【平成22年度】費用額:448億円、給付費:403億円</p>	厚生労働省
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成24年度】交付決定実績:約1.2万戸</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
その他分野横断的な施策	

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 平成23年度から平成32年度を計画期間とする住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）にて設定された目標（「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」、「住宅の適正な管理及び再生」、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」）並びにその達成のために必要な基本的な施策を総合的かつ計画的に推進。</p>	国土交通省
<p>○ 平成24年10月に「住生活月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、HPへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。</p>	文部科学省 国土交通省
<p>○ 「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（平成20年3月策定、平成22年6月改訂）の普及を促進。</p>	経済産業省

Ⅱ 平成24年度に講じた主な連携施策

平成24年度に講じた連携施策一覧

防犯

○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成24年度末現在】掲載品目数：計17種類3,185品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

防災

○海岸保全施設整備事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を行う。

＜農林水産省、国土交通省＞

交通安全

○生活道路における交通安全対策

生活道路においては、空間そのものを安全にするという視点に立って、ゾーン設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方策を効果的に組み合わせ、人優先のエリアの形成を推進。

＜警察庁、国土交通省＞

環境

○住宅エコポイント制度

エコ住宅の新築又はエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換することにより、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、併せて東日本大震災の復興支援を促進。

【平成24年度末現在】制度開始時（平成22年3月）からの累計

ポイント発行： 1,797,453戸（325,492,533,000ポイント）

新築 : 1,007,945戸 (274,748,650,000ポイント)
リフォーム : 789,508戸 (50,743,883,000ポイント)
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催

住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』をとりまとめ。
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を公布・施行。
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく住宅・建築物の省エネルギー基準について、断熱性能に加え、設備性能を含め総合的に評価できる基準への見直しを実施。
＜経済産業省、国土交通省＞

○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。
【平成24年度】 全国一斉パトロール実施回数2回 (5月、10月)
＜環境省、国土交通省＞

○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。
＜農林水産省、国土交通省＞

高齢者・障害者等

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。
【平成24年度末現在】登録戸数：109,239戸
＜厚生労働省、国土交通省＞

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。
【平成23年度】活用戶数：884戸
＜厚生労働省、国土交通省＞

○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施。離職退去者の居住の安定確保に向け、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲内で、公営住宅等の空き家を活用し離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保。

【平成24年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,879戸（累計）

<厚生労働省、国土交通省>

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成23年度末現在】累積管理開始戸数：882団地（23,679戸）

<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyyouiku/index.html>

○消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進

【平成24年度】<住宅性能評価戸数>

（新築住宅）設計評価：202,960戸、建設評価：168,942戸

（既存住宅）372戸

<消費者庁、国土交通省>

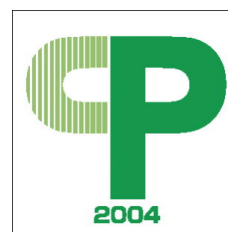
防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

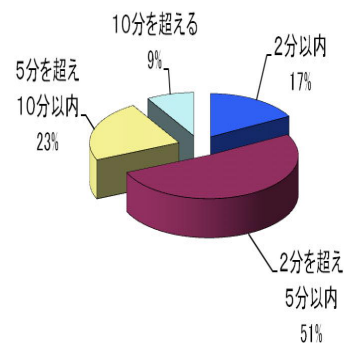
- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H23. 3：目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施
- H25. 3：17種類・3,185品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

	種 類	掲載数		
		H16.4.1	H25.3.31	
1	ドア(A種)	389	482	
2	ドア(B種)	511	670	
3	ガラスドア	低層住宅用	37	90
		ビル用	51	57
4	上げ下げ内蔵ドア	低層住宅用	30	63
		ビル用	5	10
5	引戸	19	67	
6	ガラス引戸(自動を含む)	—	54	
7	錠	錠	69	125
		電気錠	—	20
		1ドア2ロックセット	9	16
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	37
8	サッシ	引き形式(低層住宅用)	140	294
		引き形式(ビル用)	198	158
		開き形式(低層住宅用)	135	197
		開き形式(ビル用)	211	84
		折りたたみ形式(低層住宅用)	—	31
		折りたたみ形式(ビル用)	—	11
		上げ下げ形式(低層住宅用)	69	84
		上げ下げ形式(ビル用)	—	5
9	ガラス	51	150	
10	ウィンドウフィルム	20	26	
11	雨戸	雨戸	11	13
		2分仕様	9	—
12	面格子	67	170	
13	窓シャッター	窓シャッター	56	83
		2分仕様	33	—
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	58	
16	オーバーヘッドドア	—	9	
17	シャッター用スイッチボックス	40	45	
	計	2,281	3,185	



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)
防犯性能の高い建物物品の
開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

津波・高潮危機管理対策緊急事業（海岸保全施設整備事業）

1. 目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内容

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、以下の施策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備



サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

概要

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給を促進する。（高齢者住まい法改正（平成23年10月20日施行））

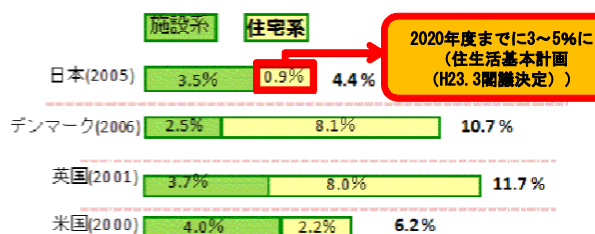
施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、**介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要**である一方、**サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状**。

高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、
 高齢者人口：
 約2,900万人→約3,600万人
 高齢者単身・夫婦世帯：
 約1,000世帯→約1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》

・床面積（原則25㎡以上）、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

・サービスを提供すること。（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

《契約内容》

・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルールおよび保全措置が講じられていること

【事業者の義務】

・入居契約に係る措置（提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居等に対する契約前の説明）
 ・誇大広告の禁止

【指導監督】

・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

* 高円賃・高専賃（登録制度）、高優賃（供給計画認定制度）の廃止

* 高齢者居住支援センター（指定制度）の廃止

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時適応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

都市の低炭素化の促進に関する法律

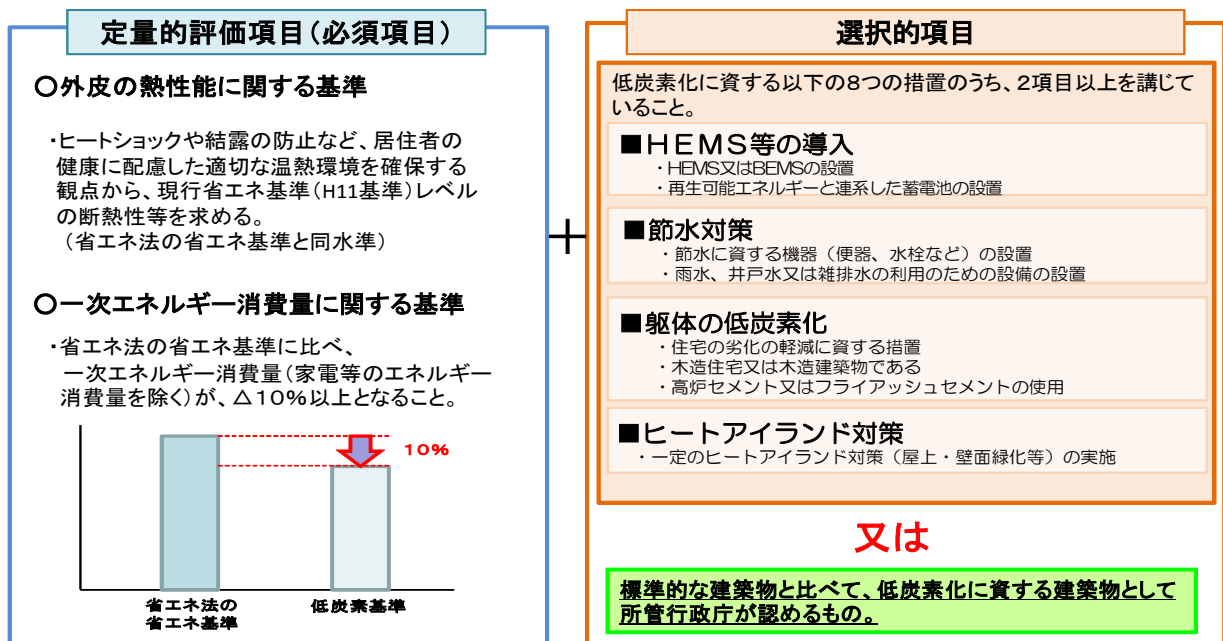
1. 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需要の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要。

2. 概要



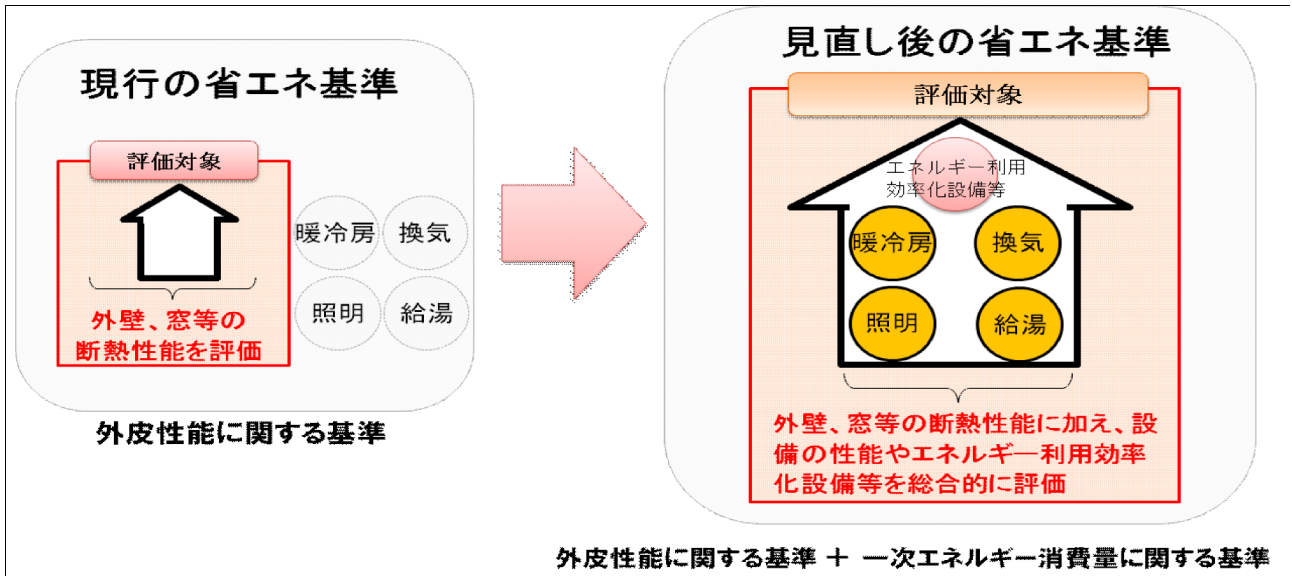
3. 低炭素建築物の認定基準の策定（平成24年12月4日施行）



住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

1. 概要

住宅については、外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房、換気、給湯、照明設備の性能やエネルギー利用効率化設備等を総合的に評価する基準に見直しを実施する。（平成25年10月1日施行、1年半の経過措置を経て、平成27年4月1日から完全施行）



見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

- ・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、現行省エネ基準（H11基準）レベルの断熱性等を求める。

+

○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
- ・暖冷房
- ・給湯
- ・換気
- ・照明
- ・エネルギー利用効率化設備等

総合的に評価

(参考)現行の省エネ基準

○外壁や窓の断熱性を仕様等により評価

天井断熱 180mm

外壁断熱 100mm

床断熱 100mm

南窓の軒ひさし

窓は複層ガラス（可能なら断熱ラック）

東西窓の日除け

連続する防曇気密層

IV地域仕様

○昭和55年に制定され、平成4年、平成11年に順次強化

●年間暖冷房エネルギー消費量*の試算

基準	年間暖冷房エネルギー消費量 (GJ/年・戸)
S55以前	28
S55基準	20
H4基準	17
H11基準	13

※国交省において、一定の仮定をおいて試算

住宅エコポイント制度／復興支援・住宅エコポイント制度

1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

2. 対象期間（建築着工・工事着手）

	エコ住宅の新築	エコリフォーム
住宅エコポイント	H21. 12. 8～H23. 7. 31	H22. 1. 1～H23. 7. 31
復興支援・住宅エコポイント	H23. 10. 21～H24. 10. 31	H23. 11. 21～H24. 10. 31

3. 概要（※下線は、復興支援・住宅エコポイントのみ。それ以外は共通。）

(1) ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅
- ※これに併せて、太陽熱利用システムの設置を行う場合は、ポイントを加算

②エコリフォーム

- ・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換）
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）、住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）の設置、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修を行う場合は、ポイントを加算

(2) 発行ポイント数

- ①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント 被災地※以外は150,000ポイント

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災区域」（太陽熱利用システムの設置を行う場合は、20,000ポイント加算）

- ②エコリフォーム：1戸あたり300,000ポイントを限度とする。

ただし、耐震改修を行う場合は、別途150,000ポイントを加算

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上) 18,000ポイント	中(1.6㎡以上2.8㎡未満) 12,000ポイント	小(0.2㎡以上1.6㎡未満) 7,000ポイント
	ガラス交換	大(1.4㎡以上) 7,000ポイント	中(0.8㎡以上1.4㎡未満) 4,000ポイント	小(0.1㎡以上0.8㎡未満) 2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	100,000ポイント	屋根・天井	床
バリアフリー改修 (50,000ポイントを上限とします)	手すりの設置	5,000ポイント	段差解消	廊下幅等の拡張
	太陽熱利用システム	20,000ポイント	節水型トイレ	高断熱浴槽
住宅設備の設置	20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント
リフォーム瑕疵保険 への加入	10,000ポイント	耐震改修	150,000ポイント	

(3) ポイントの交換対象

- ・被災地の製品・商品券、復興寄附、環境寄附、省エネ・環境配慮商品、エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事等（住宅エコポイントと復興支援・住宅エコポイントでは交換できる商品が異なる。）

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

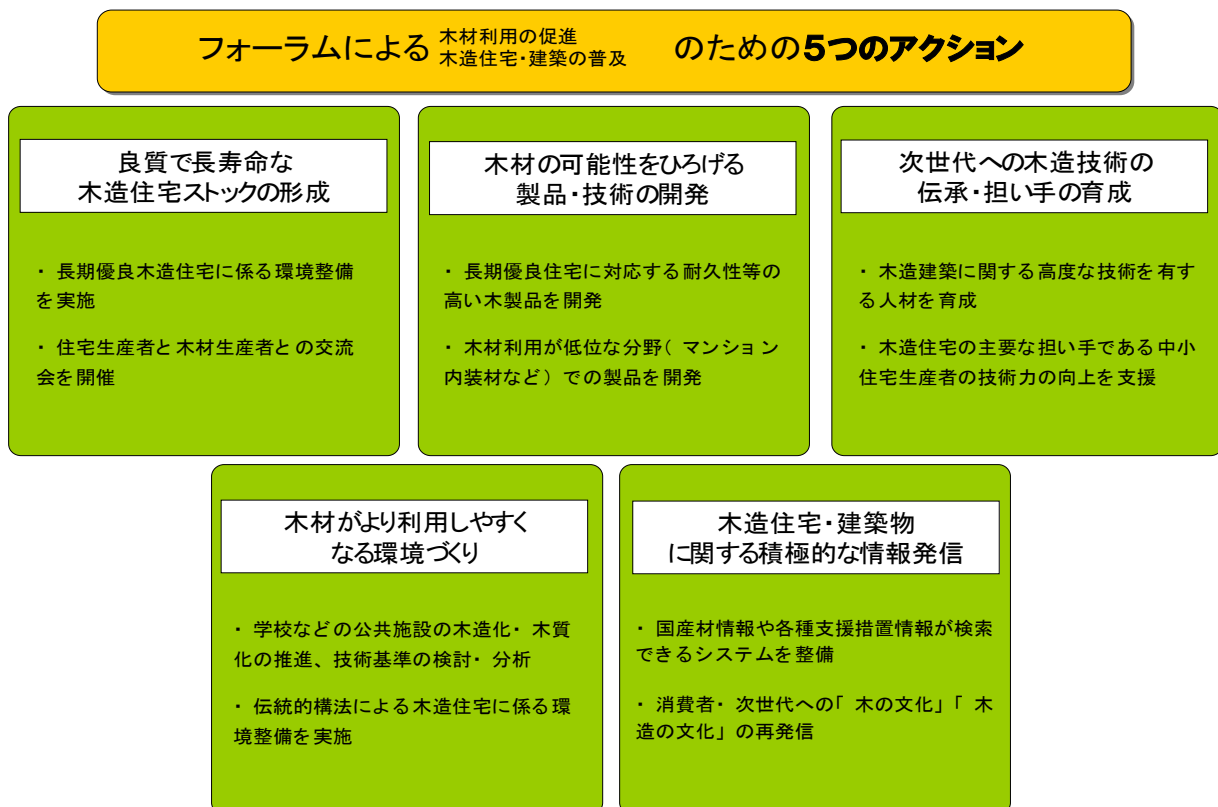
我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。



離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成25年3月31日現在

離職退去者の居住安定 確保に向けた対策の進捗状況について

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	8,009	4,490	100	192	304	2,923
入居決定戸数	3,899	2,964	93	82	168	592
入居決定人数	6,287	4,798	134	150	359	846

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

公営：公営住宅

改良：住宅地区改良事業により整備された住宅

地優賃：特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅

公社：地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅

UR：URが供給する賃貸住宅

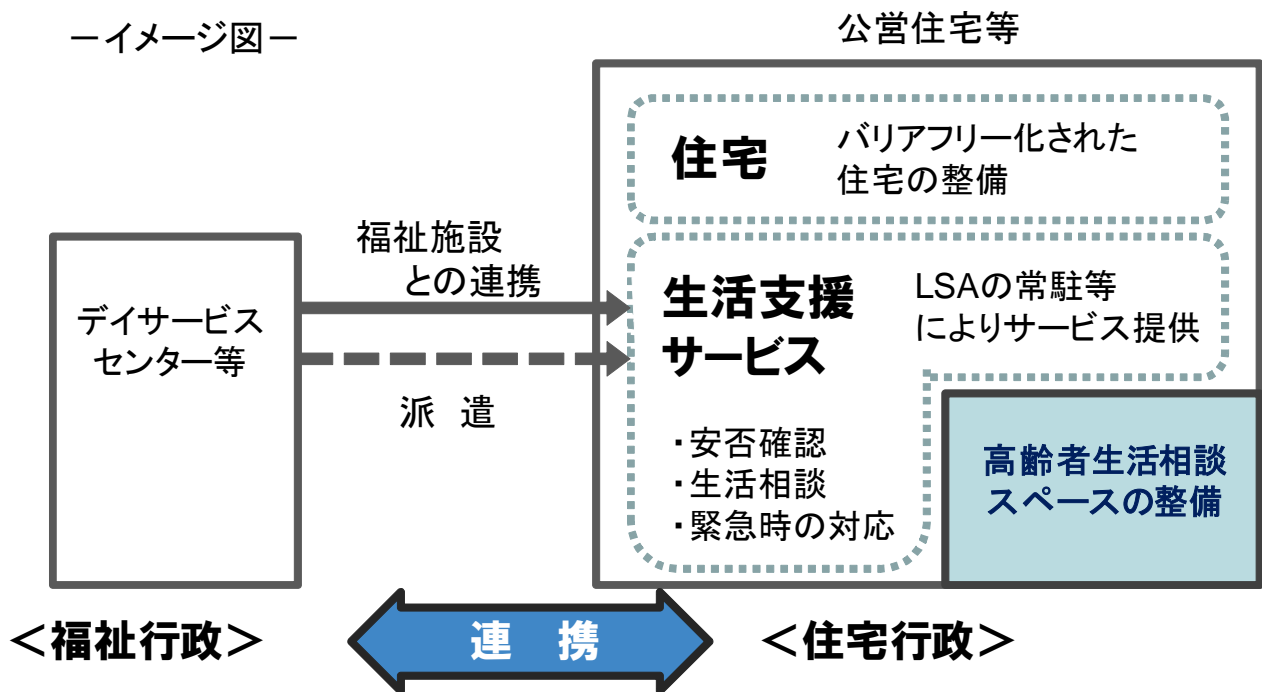
シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者等の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者等の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者等の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要
(概念図)

－イメージ図－



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者等の利用に配慮した設備等の整備に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の人件費について助成を行う。

(関連ホームページ)

シルバーハウジング・プロジェクト

http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

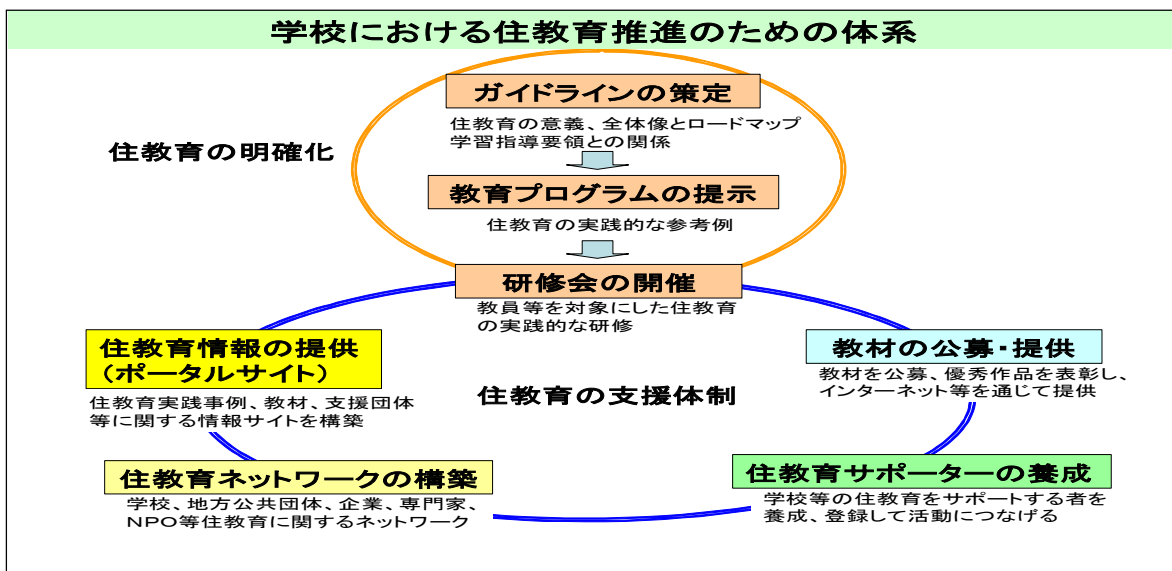
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成24年度においても、引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyyouiku/index.html>

(参考) 平成25年度における主な新規施策

耐震対策緊急促進事業の創設

1. 目的、事業概要

特に不特定多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路、沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、耐震診断や耐震改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。

2. 平成25年度予算額（国費） 100億円

■特に多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化に対する支援強化

特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、耐震診断や耐震改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。（平成27年度末までの時限措置）

- 耐震診断への補助 : [通常]国費1/3→[緊急支援]国費1/2
- 耐震改修等への補助: [通常]国費11.5%、1/3→ [緊急支援]国費1/3、2/5

（通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率）
 （上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）

■道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞の事例



阪神・淡路大震災(H7)

（参考）住宅・建築物安全ストック形成事業（平成24補正後～27年度）

* 社会資本整備総合交付金等

住宅（共同住宅を含む）

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/2
- 耐震改修、建替え等
 （緊急輸送道路沿道・避難路沿道の住宅は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

国と地方で30万円/戸を加算（平成25年度末までの時限措置）

建築物

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）
- 耐震改修、建替え等（緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物 （3階建、1,000㎡以上の百貨店等） ・大規模な危険物処理場・貯蔵場 ・避難路沿道（密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

既存建築物安全性確保推進事業

1. 目的

住宅・建築物の耐震化の促進については、地震防災戦略（中央防災会議（平成17年3月））において、平成27年までに住宅及び特定建築物の耐震化率を9割とする目標が設定されている。また、平成24年7月10日にとりまとめられたデフレ脱却等経済状況検討会議第一次報告及び平成24年7月31日に閣議決定された日本再生戦略においても、耐震性の確認・表示、必要な耐震改修の推進等住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に係る取組みの強化を図ることが求められているところである。

これらの耐震化率の目標の達成に向けて、旧耐震建築物の建替え・改修を実施することが必要であるが、特定建築物の耐震化率は、平成20年時点で80%とこのままでは目標達成が厳しい進捗状況にあり、取組みの一層の加速が求められている。

よって、本事業において、地方公共団体の体制整備や耐震診断・改修計画策定に従事する設計者の技術力向上に向けた取組、建築主等への啓発・周知等に対し支援を行う。

2. 事業概要

(1) 事業内容

① 地方公共団体における体制整備支援

- ・耐震診断等に係る行政指導のための行政職員向け研修会等の実施
- ・耐震化促進のための行政・事業者・建物所有者で構成する協議会の設立や運営（診断・改修等の実施状況の把握調査・分析、耐震性の表示制度等の取組み等）

② 耐震診断・耐震改修計画作成側（設計者・建築主等向け）の体制整備支援

- ・耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法に関する設計者向けマニュアル策定
- ・耐震診断・耐震改修に関する啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施

(2) 事業主体 民間事業者等

(3) 補助率 定額補助

(4) 事業期間 平成25年度～平成27年度

3. 平成25年度予算額（国費） 2.5億円

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

1. 目的、事業概要

高齢者等が安心して住み続けられる住まいと暮らしの確保を目的として、サービス付き高齢者向け住宅について、所得税・法人税に関しては平成28年3月31日まで、固定資産税、不動産取得税に関しては平成27年3月31日まで期限を延長し、以下の特例を適用する。

2. 概要

※賃貸借契約によるものに限る。

所得税・法人税 5年間 割増償却 40%(耐用年数35年未満28%)
※ただし、H.27.4.1～H28.3.31までの間に取得等したものの割増償却率は半分
 床面積要件: 25㎡以上/戸(専用部分のみ)
 戸数要件: 10戸以上

固定資産税 5年間 税額を2/3軽減
 床面積要件: 30㎡以上/戸(共用部分含む) 戸数要件: 5戸以上
 構造要件: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
 補助受給要件: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること

不動産取得税 家屋 課税標準から1200万円控除/戸
 土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額
 床面積要件: 30㎡以上/戸(共用部分含む) 戸数要件: 5戸以上
 構造要件: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等
 補助受給要件: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること

【固定資産税・不動産取得税の減税例】

《モデルケース》
 ・戸数 30戸(戸当たり30㎡)
 ・敷地面積: 800㎡
 ・戸当たり建設費: 900万円
 ・土地取得額: 1億円

	特例なし	特例あり	本措置による減税額
固定資産税(年間)	227万円	76万円	151万円
不動産取得税(家屋)	486万円	0万円	486万円
不動産取得税(土地)	90万円	0万円	90万円
合計(初年度)	803万円	76万円	727万円
合計(5年間)	1647万円	357万円	1290万円

地域居住機能再生推進事業の創設

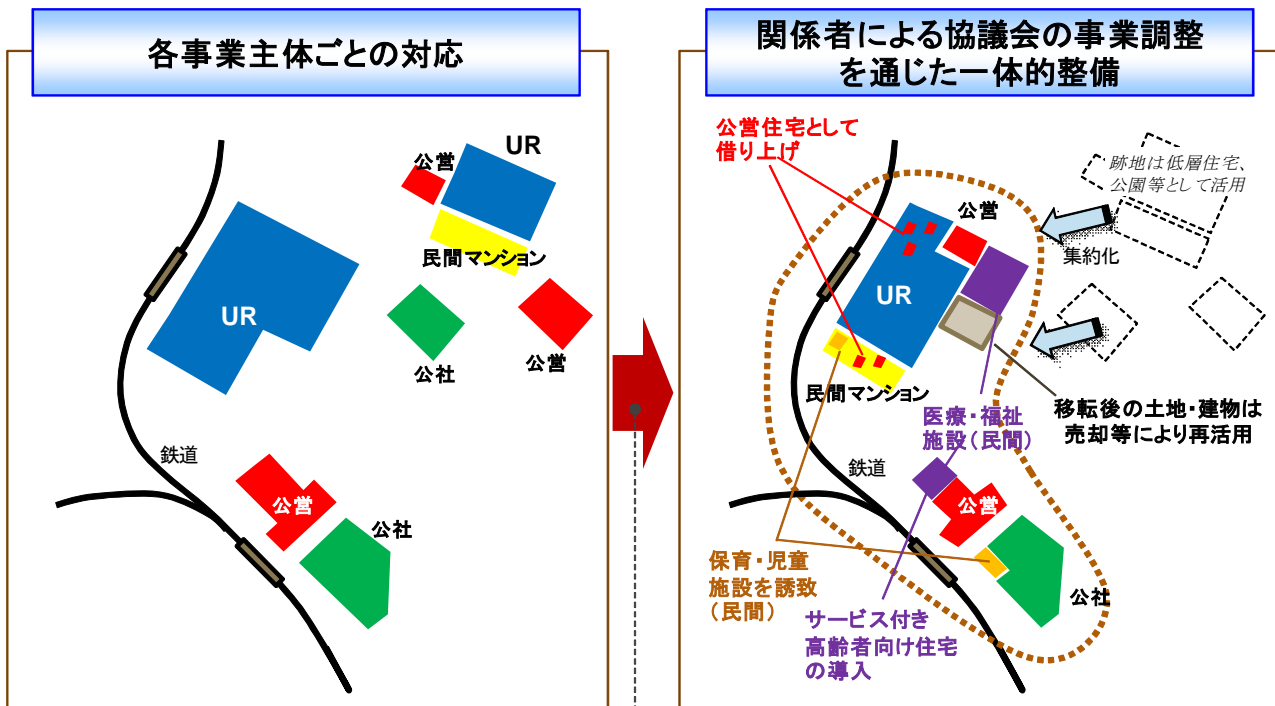
1. 目的

人口減少や高齢化への対応、低炭素型のコンパクトなまちづくりをめざし、ニュータウンの再編・再生による医・職・住の近接化、地域の集約化を図る。

2. 事業の概要

- ・ 特に高齢化の著しい大都市周辺部において、大規模な公的賃貸住宅団地の連鎖的な建替えを行いつつ、団地余剰地への民間のサービス付き高齢者住宅導入などにより、地域全体の居住機能を再生。
 なお、事業の実施に当たっては、PFIの導入等により、民間も活用。
- ・ 事業により生じた空き地・建物については、まちづくりの方向に即しつつ、地域の医療・福祉拠点用地、公園・戸建住宅用地、商業・流通施設用地等として活用し、地域の付加価値を向上。
- ・ 団地の再編・再生に係る事業に加え、周辺地区も含めた高齢者の住み替え、空き家の除却、まちづくり協議会の活動等も支援。

3. 平成25年度予算額 (国費) 30億円



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施(PFPの推進・PFIの積極的導入等)
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

木材利用ポイント事業の創設

1. 目的、事業概要

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援する。

2. ポイント発行対象（住宅）

木材利用ポイント事務局に登録された事業者が工事する以下のもの。

1 木造住宅の新築・増築又は購入

- 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 | 工事に着手したもの
- 対象工法※1によるものであり、主要構造材及び間柱において、対象地域材※2を材積の過半に相当する量以上を使用するもの
- 使用する対象地域材の産地・樹種を看板等により広く表示するもの

2 内装・外装木質化工事（床、内壁及び外壁）

- 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 | 工事に着手したもの
- 対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上（床及び内壁では9㎡以上、外壁では10㎡以上）の工事

対象工法（※1）

樹種または地域を示して、あらかじめ定める以下の工法のほか、県協議会の推薦を受け、基金管理委員会が事業目的に照らし適切と認めたもの※3

（あらかじめ定める工法）

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

※3 住宅建築や材の調達・加工等を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかかなもの。

対象地域材（※2）

次の(1)及び(2)のいずれも満たすもの

(1) 産地等が証明される木材（以下のいずれか）

- ① 都道府県による産地証明制度等により認証されるもの
- ② 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
- ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明されるもの

(2) 資源量が増加しているものであって、あらかじめ定める以下の樹種のほか、基金管理委員会が、事業目的に照らし適切と認めたもの※4

（あらかじめ定める樹種）

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロを指定

※4 対象地域材の使用を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかかなもの。

3. 発行されるポイント

対象工事の内容、規模に応じて、木材利用ポイントを付与。（1ポイント1円相当）

1 木造住宅 1棟当たり30万ポイント※5

※5 特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟当たり50万ポイント

2 内装・外装木質化 ポイント付与数の上限は30万ポイント（内装及び外装木質化工事の合計）

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10㎡ 1.5万ポイント 以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材※6	10㎡ 7千ポイント 以降10㎡増えるごとに7千ポイントを加算

※6 新規外壁材とは、外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会が認めたもの

マンション管理適正化・再生推進事業の創設

1. 目的

新たな管理適正化方式の導入や、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策等マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。

2. 事業概要

- (1) 事業内容 マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて、管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う。
- ① 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化
 - ② 被災時のマンション生活維持のための環境整備
 - ③ 持続可能社会に対応したマンション再生の促進
- (2) 事業主体 マンション管理組合の活動を支援する法人等
- (3) 補助率 定額補助
- (4) 限度額 1,000万円

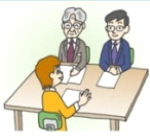
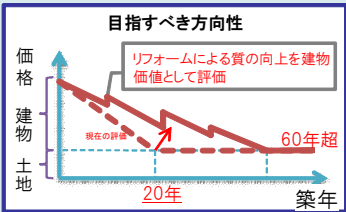
3. 平成25年度予算額(国費) 1.51億円

住宅ストック活用・リフォーム推進事業

1. 目的

中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、リフォームの主な担い手である中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の整備や、消費者の相談体制の整備、郊外型住宅団地における空き家等の流通促進に向けた取組、リフォームによる性能向上を建物価値に反映させるための取組等に対して支援する。

2. 平成25年度予算額(国費) 1,000千円

<p>① 住宅消費者の相談体制の整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフォームの専門家(弁護士・建築士)相談制度 ○ 地域におけるリフォーム等の相談体制の整備・強化 	<p>② リフォームの担い手支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の作成等のグループによる技術力向上等の取組を支援 ○ 消費者がリフォーム事業者の選定に参考となる情報提供の取組を支援(例:保険加入実績や過去の依頼者による評価等が掲載されたインターネットサイト)
<p>③ 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業</p> <p>今後空き家の増加が見込まれる郊外型住宅団地における既存住宅の流通・活用促進に向けたモデル的な取組を支援</p> <p><補助対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空家又は空家になることが見込まれる住宅の売買や賃貸を促進するためのコーディネート業務(実態調査、権利者特定、住宅所有者の意向把握等) [定額] ・ 住宅ストックの劣化・不具合等の有無を把握するための建物調査(既存住宅インスペクション) [定額] ・ 売買又は賃貸される住宅に係る耐震性・防水性・省エネ性又はバリアフリーに係る改修を含むリフォーム工事費 [補助率: 1/3、限度額100万円/戸] ・ 生活利便施設の改修等工事費 [補助率: 1/3、限度額500万円/施設] 	<p>④ 住宅リフォーム市場の環境整備を図る調査研究</p> <p>リフォームによる住宅の質の向上を担保価値等に反映させるための評価手法の整備</p>  <p>→ リフォーム後の中古住宅の価値が評価されたローンの提供拡大・普及</p>

空き家管理等基盤強化推進事業

1. 目的

空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。

2. 事業概要

(1) 事業内容

- ①空き家の適正管理等の相談体制の整備（※）
 - ②空き家の適正管理等に関するビジネスの育成・普及（※）
 - ③①及び②について分析・普及促進の実施（マニュアルの整備等）
- ※単一の地方公共団体の区域にとどまるものを除く。

(2) 事業主体

空き家の適正管理等に係る民間事業者、専門家等により構成される団体等

(3) 補助率

定額補助

3. 平成25年度予算額（国費） 2億円